

大阪府四條畷市未来技術地域実装協議会規約

(設置及び目的)

第1条 令和2年度に、内閣府から「未来技術社会実装事業」に選定された、大阪府四條畷市(以下「四條畷市」という。)
「けいはんな学研区域(田原地区)における地域主体の持続可能なまちづくり」の提案内容の社会実装に向け必要な事項を検討するために、大阪府四條畷市未来技術地域実装協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 関連情報及び事業の進捗状況の提供に関すること
- (2) 事業化を促進するための連絡調整及び指導に関すること
- (3) その他協議会の目的達成に必要と認めること

(協議会の構成員等)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。また、協議会の事業推進に関して、相談役を置くことができる。

2 相談役は、田原地域に属する地域自治組織の代表者とする。

3 構成員の追加等が必要と認められる場合は、協議会の承認を得るものとする。

(任期)

第4条 構成員の任期は、協議会が存続する期間とする。

2 異動等に伴う構成員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする

(会議)

第5条 協議会の会議は、四條畷市が現地支援責任者と協議のうえ必要に応じ招集する。

2 協議会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 構成員は、ウェブ会議システムを利用し会議に出席することができる。

5 協議会の議事は、出席者の構成員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、討議を重ね再度決議することができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、ウェブ会議のみで会議が開催された場合は、後日動画サイトをおして公開することができる。

(現地支援責任者)

第6条 協議会に現地支援責任者を置き、次の各号に掲げる業務を担う。

- (1) 協議会における国の実務責任者として、選定事業の中において、複数の支援事業間の総合調整、目標の達成状況の把握、地方公共団体等への助言を行う
- (2) 「未来技術実装関係省庁連絡会議」にて、適宜、事業の進捗状況及び課題事項等の報告を行う

(3)その他未来技術社会実装事業全般に関する相談への対応を行う

(相談役)

第7条 四條畷市は、必要に応じ協議会の会議に相談役を招集することができる。

2 相談役は、四條畷市の要請に応じ事業推進に関し意見、助言等を行うことができる。

(協議会の事務局)

第8条 協議会の事務局は、四條畷市田原支所に置き協議会の運営に必要な事務を行う。

(その他)

第9条 事業の実施及び協議会の運営についての取扱い、その他本規約に定めのない必要な事項については、四條畷市が現地支援責任者と協議のうえ定める。

附則 この規約は、令和 2年11月18日より施行する。